

令和3年度 第4回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日時： 令和3年11月1日（月）

会場： 新潟労働基準監督署 会議室

（事務局）

若干早いのですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第4回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員の出席をいただいております。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を、部会長にお願いします。

（部会長）

それでは、最低賃金改定の審議に入りたいと思います。前回、第3回の専門部会では、労働者側から18円引き上げの938円、使用者側からは14円引き上げの934円と、4円の開きがございました。本日は、冒頭から個別折衝に入りたいと思います。順番としましては、労働者側から個別折衝いたしまして、その後使用者側という流れで行いたいと思います。

それでは、一旦休憩に入ります。事務局から控室のご案内をお願いいたします。

（事務局）

それでは、労働者側の控室は、この同じフロアの相談室2へご案内させていただきます。使用者側の方につきましては、同じフロアの相談室3にご案内させていただきます。

（個別折衝）

（部会長）

では、再開したいと思います。

金額につきましては、16円引き上げの936円とすることよろしいでしょうか。労働者側、使用者側、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、全会一致により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を16円引き上げて936円とすることに決定いたします。

それでは、発効日について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

本日、11月1日、これから答申という形であれば、異議の申し立ての締切りが11月16日(火)、官報の持ち込みが11月19日(金)、官報公示が12月1日(水)、最短で、年内発効である12月31日(金)が最短という形になります。

(部会長)

それでは、本年度も法定発効とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、発効日は、法定どおりといたします。また、7月6日の新潟地方最低賃金審議会の本審において、全会一致で決議した場合は、その決議を審議会の決議とする旨を議決していることを、10月5日の第1回の専門部会において確認しておりますので、この場で局長宛てに答申いたしたいと思えます。

事務局から専門部会報告文と答申文の準備をお願いします。

(休憩)

(部会長)

それでは、事務局の準備が整っているようですので、事務局から答申文を読み上げてください。

(事務局)

令和3年11月1日、新潟労働局長、岩瀬信也殿。

新潟地方最低賃金審議会、会長、永井雅人。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和3年7月27日付「新労発基0727第2号」をもって諮問のあった表記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

- 1、適用する地域、新潟県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、または純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新車)小売業、または自動車

部分品・附属品小売業に分類されるものに限る)を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満または65歳以上の者。

(2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 次に掲げる業務に主に従事する者。

イ、清掃、片づけ、または賄いの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間936円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日、法定どおり。

以上です。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、この内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(基準部長)

それでは、私から一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま答申をいただきまして、誠にありがとうございました。専門部会委員の皆様方には、ご多忙のところ、真摯にかつ慎重にご審議をいただき、深く感謝申し上げる次第でございます。今後は、この答申を受けまして、異議申出の公示などの諸手続きを経まして、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金が決定されることとなります。労働局といたしましても、改正される特定最低賃金の周知と遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。本日は、誠にありがとうございました。

(部会長)

それでは、皆様のご協力により全会一致で結審することができました。感謝申し上げます。今年度、この専門部会におきましては、4回の審議を重ねて、慎重に審議してまいりました。第2回の金額提示におきましては、労働者側からプラス25円の945円、使用者側からはプラス1円の921円からのスタートとなりました。前回、第3回におきましては、スタートが労働者側からはプラス20円の940円で、最終的には、18円引き上げの938円、使用者側からは14円引き上げの934円と、4円の開きがありました。本日の第4回もこの金額からスタートいたしましたけれども、慎重に議論を重ねてまいりまして、先ほどお伝えしましたように、プラス16円の936円というところになりました。これまでのこの自動車の専門部会におきましては、非常にいい関係を構築してきたことも踏まえながら議論してまいりました。

またこれからもこの特定最低賃金の重要性というところも、我々、共通認識としてもっていきながら、今後もいい関係を構築できるように期待していきたいと思っております。

それでは、本日は終了といたしますので、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは田辺委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、長時間に渡りありがとうございました。議事がすべて終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

以上をもちまして、令和3年度新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございました。